（海洋資源開発企画官）

第二百五十五条の六　資源開発課に、海洋資源開発企画官一人を置く。

2　（略）

（削る）

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、六四四人	
資源エネルギー庁	四二八人	
特許庁	二、七九七人	
中小企業庁	一九九人	
合計	八、〇六八人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、五八三人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇〇人	
合計	八、〇一二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和八年九月三十日までの間	四、七二二人
合計	令和八年九月三十日までの間	八、一四六人

（海洋資源開発企画官及び液化天然ガス企画官）

第二百五十五条の六　資源開発課に、海洋資源開発企画官一人及び液化天然ガス企画官一人を置く。

2　（略）

3　液化天然ガス企画官は、命を受けて、資源開発課の所掌事務のうち液化天然ガスの輸出、輸入及び生産に関する事務に参画する。

○国土交通省令第四十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。